

第3次福島市障がい者計画(素案)に関する パブリック・コメントの結果について

令和5年12月21日(木)から令和6年1月22日(月)まで、第3次福島市障がい者計画の策定に関するパブリック・コメントを実施し、市民の皆様等からのご意見を募集いたしましたので、その結果及びご意見に対する回答を報告いたします。

1 意見提出者及び件数 5名(44件)

2 意見の内訳

(1)第1編 第1章 計画の基本的事項	2件
(2)第1編 第2章 施策の体系	1件
(3)第1編 第3章 現状と課題	2件
(4)第2編 第1章 生活支援	2件
(5)第2編 第3章 ライフステージに応じた障がい児への支援	4件
(6)第2編 第4章 文化芸術・スポーツ活動の振興と社会参加の促進	1件
(7)第2編 第5章 雇用・就業、経済的自立の支援	1件
(8)第2編 第6章 生活環境	3件
(9)第2編 第7章 障がいのある方の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの推進	4件
(10)第2編 第8章 災害等に対する安全・安心	2件
(11)第2編 第9章 差別の解消及び権利擁護の推進	6件
(12)その他	16件
合計	44件

以上44件の意見のうち、3件について素案の修正をおこないました。

3 意見の概要と意見に対する考え方

このたび、第3次福島市障がい者計画(素案)へご意見を賜り、誠にありがとうございました。

いただいたご意見の概要と考え方は次のとおりです。

いただいたご意見については、本計画の策定のための参考とさせていただきます。なお、ご意見の内容につきましては、原文を要約して掲載しております。

No.	編・章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	第1編 第1章	計画の基本的事項 2 計画の位置づけ	「ノーマライゼーション」というのは、巨大施設から地域へという時代の旗印だったと思うので、「インクルージョン&ダイバーシティ」あたりがよいのではないかと思います。	本計画は地域のインクルージョンやダイバーシティ社会の実現に向け、ノーマライゼーションを理念とするものです。 「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」においても記載している理念であることから、「ノーマライゼーション」という文言としております。
2	第1編 第1章	計画の基本的事項 4 計画の基本理念	「ノーマライゼーション」ではなく、むしろ「障害者権利条約」の理念を持ってきたらいいと思います。「障害の社会モデル」や「合理的配慮」「ユニバーサルデザイン」等、全て前文に書いてあるので、説明が少なくて済むし、分かりやすいと思います。	本計画は本市における障がいの状況等を踏まえた理念により、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。 障害者権利条約については国が遵守することを定めるものですが、本市においてもその理念を尊重しながら各種施策を推進してまいります。
3	第1編 第2章	施策の体系	「ライフステージに応じた障がい児への支援」は、「乳幼児期・学齢期の発達(相談)支援」がよいのではないかと思います。 (この時期の対象者は、要観察状態も含んでいるため、相談体制が重要だと思う)	<u>ご意見を踏まえ、「ライフステージに応じた障がい児への支援」を「障がい児に対する切れ目のない支援」に修正いたします。</u>
4	第1編 第3章	現状と課題	発達障がいについてきちんと取り上げてあるのはよい。独自の手帳がないのでサービスが受けにくいことに触れているのがよい。児童の現状はあるが、青年期それ以降の現状はどう把握しているのか、把握できないと課題もわからず、計画も立てられないのではないかと。手帳がない場合どうしたらいいのか、どの年代でも困っている。相談窓口で発達障がいをきちんと理解できる人材が欲しい。	青年期以降の発達障がいを把握することは困難ではありますが、障害者手帳の有無にかかわらず、相談を受けておりますので、相談に対して障がいの特性を理解し、必要な福祉や医療に関する支援につなげられるように努めてまいります。

No.	編・章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
5	第1編 第3章	現状と課題【指標（数値目標）】	相談支援専門員が、35人に1人必要とされています。そこを目標にしたいです。	35人に1人の相談支援専門員とは、計画相談支援事業所の指定基準として、国が示している1人の相談支援専門員が担当する1月の平均利用件数です。 必ずしも35人に1人の相談支援専門員が必要とされているわけではありません。 本市の現状では、相談支援専門員数はサービス利用者数の増加と比較して十分でないと認識しておりますので、今後も相談支援専門員の増員に向けた働きかけを進めていきます。 指標（数値目標）については、相談支援専門員が担う計画相談支援だけでなく、より多くの市民に向けた3障がいを一元化してワンストップでの相談を受ける委託相談窓口に関する数値とします。
6	第2編 第1章	生活支援 2 相談支援体制の構築	包括的支援体制の整備に取りあげられている8050問題やひきこもりなどは発達障がいの方が多く抱えている問題でもあるので、しっかりと整備し、相談すればいろいろな機関につながるネットワークを構築してほしい。身近な地域での相談体制というが、地区ごとに地域格差が出ないか心配である。地域の相談窓口それぞれの障がいの特性を理解した人材を配備してほしい。	包括的支援体制におけるネットワーク構築は本市においても重要な事業であると捉えていることから、今後も、相談体制の充実、人材の育成に努めてまいります。 また、地区ごとの身近な相談窓口については、3障がいを一元化したワンストップ窓口とすることで、地域により格差が生じないようにするとともに、相談窓口には資格を有した職員を配置し、障がいの特性に応じた支援を行えるよう努めます。
7	第2編 第1章	生活支援 3 地域生活移行の促進・定着	自宅ですっと生活したいという本人の希望をかなえるための施策はないか。知的障がい、発達障がいの方向けの地域生活のための福祉サービス検討が必要である。	現在、本市では障害者総合支援法に基づく「居宅介護」や「地域生活支援拠点等事業」等の多様なサービスにより、在宅の障がい者への支援を行っております。今後におきましても、在宅を続けている障がい者や家族に対して、多様なサービスにつながるよう相談体制の構築に努めてまいります。

No.	編・章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
8	第2編 第3章	ライフステージに応じた障がい児への支援	「ライフステージに応じた」という文言が不適切ではないか。障がい児と書いてあるが単に乳幼児期・学齢期だけの支援ではないか。早期発見、早期療育、家族への支援は重要なので章立てて取り上げられているのはとてもよいが、「ライフステージに応じた」という文言を使うならば、それぞれライフステージに応じた障がい者の支援も章立てて書く必要が出てくる。それは計画全般にわたっていることなので再掲、重複が多くなる。ライフステージと書くなら、青年期の障がい者の家族の支援もほしい。また、後に課題として老障介護が出てきているので、その時期の支援にぜひ取り組んでほしい。親亡き後も問題である。計画全体を通して障がいがあった時から福島市でどんな支援を受けて、地域で安心して生活できるか福島市としての障がい者の生活のビジョンが知りたい。	<u>ご意見を踏まえ、「ライフステージに応じた障がい児への支援」を「障がい児に対する切れ目のない支援」に修正いたします。</u> なお、「第1編 第2章」の「2 ライフステージに応じた支援」において妊娠時期から学齢期以降の支援について「居住系のサービス」を含め、掲載しております。また、ご指摘の「老障介護」や「親亡き後」については、障がい者の重度化・高齢化が進む中で重要な課題であると認識しており、相談及び支援体制の充実を図ります。
9	第2編 第3章	ライフステージに応じた障がい児への支援 1 療育体制の整備	現在、発達障がいの疑いがあり、診断を待っている幼児がたくさんいます。3歳児検診などで疑いがあっても単に経過観察となるケースが多く、その後のフォローもなく、保育園などで問題行動が発覚し、親がどこにつながればいいのかわからないようです。適切な診断、療育体制の充実を期待します。	ご意見につきましては、本市としても解決すべき課題と捉えており、療育体制の充実に努めてまいります。
10	第2編 第3章	ライフステージに応じた障がい児への支援 1 療育体制の整備	こども発達支援センターの機能が充実して、身体障がいの児童の相談療育だけでなく、知的障がい児、発達障がい児の相談にもきちんと応じて、ほかの機関などと連携して療育につなげてほしい。特に18歳までの相談、支援、その後の青年期の移行も含めて考えてほしい。	現在医療型発達支援センターの通所事業の利用は児童福祉法で肢体不自由と定められていますが、相談については、障がい区分にかかわらず現在でも18歳までの方の相談に応じています。
11	第2編 第3章	ライフステージに応じた障がい児への支援 2 障がい児とその家族への支援 (1) 親子の健やかな成長への支援	1歳半健診で保健師さんに相談しても、相談先や療育先など教えてもらえなかった。健診時に相談先や親の会のチラシなどを対象の親だけでなく全員に渡してほしい。	こどもの発育や発達に関する相談先としては全ての子育て家庭にこども家庭課母子保健係へ相談をいただくように周知しております。また、1歳半健診で発達を心配する場合、健診後も電話相談や家庭訪問、発達相談会等にて発達の状態を確認し必要な支援へおつながりをしています。今後も個別の状況に合わせ丁寧に対応をまいります。

No.	編・章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
12	第2編 第4章	文化芸術・スポーツ活動の振興と社会参加の促進 1 障がいのある方の文化芸術活動への参加 (1) 文化芸術活動の充実	読書バリアフリー法に関する記述について、事業内容が視覚障がい者だけの対応内容となっているものと捉えられる。法の主旨にあったものになっていないというのは、福島市だけでなく全国的にも問題である。読書バリアフリー法に則った図書館整備・対応が重要である。障がいの種類は身体(多種類)、知的、精神など数も種類も多く、また、病状もだれひとり同じではない。個々に柔軟に対応できる行政であるべきである。	本計画における「視覚障がい等で本を読むことが困難な方」の表記については、読書バリアフリー法に基づくものです。規定の対象者として、視覚障がいのある方や発達障がいのある方のほか、肢体不自由により書籍を持っていない方等が含まれております。市立図書館では視覚障がい等により読書が困難な方のための読書補助装置の設置や、大型活字本などの配置、本の朗読などを実施しているほか、電子図書館では音声読み上げ・拡大・色反転等ができる本も用意しています。また、肢体不自由の方などが来館された際に手助けが必要な場合には、職員が移動の介助やご要望をお聞きするなど手助けをしております。今後も、図書館を利用するすべての方が快適にご利用いただけるよう努めてまいります。
13	第2編 第5章	雇用・就業、経済的自立の支援	発達障がいの方は、知的に遅れない方も多く、職場の理解、フォローがあれば一般就労が可能な場合がある。仕事の時間や環境の工夫により、自立して生活できるような施策が欲しい。職場でつまずいて、引きこもりになってしまう場合もあるので包括的な支援を求める。そのまま年を取れば8050問題になってしまい、家族の支援が必要である。	令和6年度より、民間事業所においても障がい者への「合理的配慮」が義務化されることから、本市におきましても民間事業所等への周知広報活動を通して意識の浸透を図り、合理的配慮による職場理解を含む、共生社会実現に努めてまいります。引きこもりや8050問題等の地域生活課題に対しては、包括的な支援を実施する「包括的支援体制整備事業」により対応することとしております。
14	第2編 第6章	生活環境	移動支援については本当に必要な方に使えるような制度になってほしい。移動支援事業所を増やしてほしい。発達障がいの方の移動はその特性により、ほとんど家族が行っている。発達障がいをはじめ、ほかの障がいを理解して安全に移動ができ、社会生活ができるようになってほしい。	移動支援は総合支援法に基づくサービスであり、利用対象者については、その枠を超えてのサービスの提供は困難であります。また、事業所の安定したサービス提供体制を確保するため、令和4年度に報酬単価の改正を行い新規事業所が参入しやすい環境整備を図ったところです。今後も利用者のニーズを把握し、適切な形でサービスの提供を行ってまいります。

No.	編・章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
15	第2編 第6章	生活環境	発達障がいの方は視覚優位なのでピクトグラムなどを利用し、わかりやすいやすいまちづくりをお願いしたい。	本市では、現在、福島市バリアフリー基本構想に基づく「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現に向け各種施策に取り組んでおります。 障がいのある方もない方も安全で快適な生活環境整備の一環として、案内誘導サインやルール案内サインのデザインの統一化など、誰にでもわかりやすいサインの整備に取り組んでまいります。
16	第2編 第6章	生活環境	福島市公共施設はバリアフリー化対応策をやっているが完全ではない。例えばトイレであるが、多目的トイレは設置されてはいるが、肢体不自由の身体障がい者にとっては、使用にあたり多くの支障があり使用しづらい面が多い。具体的には、入口ドアは引き戸で非常に重く開けにくく、カギの位置が低くカギをかけづらい。また、ドアは手動のため手足不自由者には困難である。荷物の置き場がない。あつたとしても便座の奥や高所で置けない。つえの置き場がない。手洗い水道や石けんが手動である。手乾燥機やペーパータオルの設置がない。多目的トイレについては自動化中心で考えてほしい。	公共施設のバリアフリー化につきましては、利用者や障がい者団体、支援者からのご意見、現況を踏まえ、必要なバリアフリー化を検討するよう施設の所管課に周知してまいります。
17	第2編 第7章	障がいのある方の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの推進	発達障がいの方、その家族にも情報支援をお願いしたい。特に高齢の家族はデジタル化についていけない方も多い。意思疎通支援では、障がい者の特性を考え、しっかりと本人の意思確認ができるようにしてほしい。特に、発達障がい者、知的障がい者は意思表示が苦手である。	障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進することにより、障がいの有無にかかわらず、必要な情報の取得が保障されるよう努めてまいります。
18	第2編 第7章	障がいのある方の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの推進 2 意思疎通支援の充実	法の理念に基づく情報のバリアフリー推進のためにも、聴覚障がい者や高齢難聴者の社会参加や意思疎通支援の配慮として手話だけでなく、中途失聴者・難聴者に不可欠な文字による支援（要約筆記・字幕付与・筆談対応）についても配慮いただきたい。 聴覚障がい者にとってもその周囲にとっても、手話だけでなく文字による情報も常に共にある社会をめざすための計画としていただきたい。	情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策において、手話を使用しない中途失聴者、難聴者への要約筆記など文字による支援については、公共機関だけでなく、民間事業者を含めて、障がい特性に応じた合理的配慮に取り組むことが課題となっております。 ご意見についても、情報バリアフリーの推進手段の一つであることから、官民間問わず様々な分野と連携を図り、方策の一つとして取り組み、情報格差のない社会を目指してまいります。

No.	編・章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
19	第2編 第7章	障がいのある方の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの推進 2 意思疎通支援の充実	市長記者会見に字幕及びリアルタイム字幕付けも必要性を認めていただきたい。 同時手話通訳のほかにリアルタイム字幕付けを実施していただきたい。手話がわからない聴覚障がい者だけでなく聞こえにくい高齢者にも有効な手段と思う。	ご意見として承ります。いただいたご意見を担当部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。
20	第2編 第7章	障がいのある方の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの推進 2 意思疎通支援の充実	障がい特性によるニーズに応える福祉用具は柔軟に認めてほしい。スマホやタブレットなど通信機器も福祉機器としては認めていただきたい。ICT利用の推進もはかるためにも意思疎通のための必要機器としてニーズに合った品目として配慮いただきたいと思う。	厚生労働省では、日常生活用具の要件を定めております。その要件とは、「障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの」、「障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの」、「用具の製作、改良又は開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」の3要件すべてを満たすものとしております。スマホやタブレットについては、一般的に普及している機器であることから、本市としては、国が示す日常生活用具としての要件を満たしていないと捉えており、対象品目に追加する考えはございません。
21	第2編 第8章	災害等に対する安全・安心	避難行動要支援者の登録について、発達障がいの方はコミュニケーションが苦手という特性のため、なかなか地域支援者を探したり、お願いしたりするのが難しい。そのため登録ができない方が多い。福祉サービス計画相談の際に登録につながるような方法はできないか。そのためにも相談支援専門員の増員、質の向上が求められる。	避難行動要支援者登録制度につきましては、地域支援者がいない場合でも登録できる制度となっております。制度内容について、相談支援専門員に周知・啓発を行うことで、障害福祉サービス計画相談の際に登録につながるように図ってまいります。また、相談支援専門員増員・質の向上については、研修等の情報について周知により増員に努めるほか、市内の相談支援事業所で構成する福島市相談支援事業所連絡会を定期的に開催し、研修や事例研究等を行うことで、相談支援専門員の質の向上を図ってまいります。
22	第2編 第8章	災害等に対する安全・安心	相談支援専門員による個別の支援計画の作成を、サービスを使う人全員に徹底してほしい。このことは、権利擁護や災害時支援にも大きく関わることで、もっと重要視してほしい。	特に重度の障がいのある方で、人の支援を受けないと避難が困難な方については、実効性のあるプランの作成が重要であることから、相談支援専門員など福祉専門職員への委託によるプラン作成を推進してまいります。

No.	編・章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
23	第2編 第9章	差別の解消 及び権利擁護の推進	発達障がいの方、特に知的障がいを伴う方は差別や虐待にあってもそれを訴えることができないで、2次障がい強度行動障がいにつながる事が多い。家族だけでなく関係者、周辺の方、本人の思いを受け止め、また、よく観察することによって、これは差別虐待だと気づいて、行動を起こしてほしい。それができる仕組みはできないか。啓発活動、広報活動が本当に大切である。	障害者虐待防止センターにおいて、障がい福祉サービス事業所の利用者や職員、民生委員等を対象とした広報活動を行っているところです。今後も活動を継続し、虐待防止に係る周知を図ってまいります。
24	第2編 第9章	差別の解消 及び権利擁護の推進	差別、虐待は、閉鎖的な空間で起こりがちであるので、入所、通所施設、グループホーム、事業所、学校などに市民の目線が必要である。気軽に訪問、交流ができ、地域の活動に参加できるなど地域で共生できる障がい者施設を望む。	福島市いきいき共生推進委員会の権利擁護部会と連携し、事業所職員の虐待防止研修会を開催しているほか、地域住民の理解促進を進めるため事業所の地域との交流や、一般市民による事業所訪問等を検討いたします。
25	第2編 第9章	差別の解消 及び権利擁護の推進	権利擁護に関することとしては選挙もかかわると思う。選挙管理委員会など、障がい者と選挙など基本的人権にかかわることを今後取り上げてほしい。	第9章差別の解消及び権利擁護の推進の関連事業に、市職員対応要領の周知を記載しております。投票に関する具体的事例を通して、この対応要領を周知することで本市職員に対する合理的配慮の浸透を図り、障がいのある方が円滑に投票できるように取り組んでまいります。
26	第2編 第9章	差別の解消 及び権利擁護の推進	障害者差別解消法について、差別と合理的配慮の2つが重要である。障害者が配慮してほしい事(希望する配慮)に対応できる行政・民間事業者になってほしい。	障害者差別解消法で求める「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」について、官民一体となって実施に努めてまいります。 具体的には、市では障害者差別解消法に基づく対応要領を作成していることから、市職員にはこの対応要領の周知や研修を通して障がい者への配慮ある対応に努めてまいります。 また、民間事業者に対しては、市政だより、ホームページ、ソーシャルメディアなどにより啓発し、意識の醸成に努めてまいります。

No.	編・章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
27	第2編 第9章	差別の解消 及び権利擁護の推進	権利擁護の扱いが薄い。監査システムの強化や、施設に市民の目を入れるなど具体策を講じてほしい。子ども、知的障がいのある人、お年寄りなど、発信ができない(弱い)人を市民全体で守る意識を持ってほしい。窓口設置だけでは、どうにもならない。	ご意見を踏まえ、103ページの【施策の方向性】を以下のとおり修正します。 【修正前】 (省略) 関係事業所での理解促進を図るとともに、養護者などに対して適切な支援を行い、障がいのある方に対する虐待の防止と早期発見に努めます。 【修正後】 (省略) 関係事業所での理解促進を図ります。また、養護者などに対して適切な支援を行うとともに、事業者に対しても虐待防止の取り組みの徹底を図り、障がいのある方に対する虐待の防止と早期発見に努めます。 なお、障害者虐待防止センターにおいて、障害福祉サービス事業所の利用者や職員、民生委員等を対象とした広報活動を行い権利擁護の周知を図っているほか、福島市いきいき共生推進委員会の権利擁護部会と連携し、事業所職員を対象とした虐待防止研修会を開催しております。今後は部会において一般市民による事業所訪問等を検討いたします。
28	第2編 第9章	差別の解消 及び権利擁護の推進	権利擁護関連になると思うが、選挙の投票に関する支援も選挙管理委員会が協力していることから、計画に入れてはどうか。	第9章差別の解消及び権利擁護の推進の関連事業に、市職員対応要領の周知を記載しております。投票に関する具体的事例を通して、この対応要領を周知することで本市職員に対する合理的配慮の浸透を図り、障がいのある方が円滑に投票できるように取り組んでまいります。
29	その他	—	誰ひとり取り残されない社会実現に寄与する計画であることを願います。	計画の基本理念として「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を掲げ、誰ひとり取り残されない社会の実現を目指してまいります。
30	その他	—	発達障がいの親の会を一か所にまとめて、いろんな会の話聞く場、相談できる場があったらいいと思う。伊達市では実施されたことがあると聞いている。	ご意見として承ります。いただいたご意見を福島市いきいき共生推進委員会のこども部会と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。
31	その他	—	特別支援学級に専門的な先生を増やしてほしい。	ご意見として承ります。いただいたご意見を担当部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	編・章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
32	その他	—	特別支援学校と特別支援学級の間頃くらいの障がいを持つ子どもが行ける学校があったらいいと思う。	ご意見として承ります。いただいたご意見を担当部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。
33	その他	—	担任の先生、スクールカウンセラーと相性が悪かった場合、他に相談できる場所はどこであるかがわかりにくい。	
34	その他	—	就学前健診時にスクールカウンセラーからの発達についての講話が良かった。他の小学校でもやってほしい。	
35	その他	—	通常学級にも支援員さんを配置してほしい。	
36	その他	—	教科書だけにとらわれない授業の実施をしてほしい。	
37	その他	—	専門の先生を雇うことや教員、支援員を増員することで、担任の先生の負担を減らしてほしい。	
38	その他	—	スクールカウンセラーを各学校に配置してほしい。	
39	その他	—	不登校や登校しぶりのある子が行ける専用の教室があったら救われるのではないか。	
40	その他	—	特別支援学級の対応が学校や先生によって大幅に違いがある。例えば味覚過敏のお子さんは給食が食べられるものがないという日もある。ふりかけ持参やお弁当持参を許可してほしい。給食が嫌で学校に行きたくない子もいる。	
41	その他	—	支援学級の担任の先生の知識や指導のやり方に差がある。例えば小学校は行事が多いのでそれを少し減らして先生方の研修時間にあてたりできないか。発達障がいの子で行事が苦手な子も多い。行事を少なくし、なるべく毎日同じルーティーンで過ごせたらいい。例えば、フランスの小学校は行事がなく水曜日が休みとなっている。教員も児童も精神的に余裕があるということである。	
42	その他	—	特別支援学級しかない公立小学校を作るのはどうか？この学校に専門性の高い先生を集め、学区にとらわれず希望する子は通えるような学校があったらいい。学校自体に行けない不登校の子の場合、タブレットなどを使用したリモート授業や通信制の小中学校があってもよいと思う。	

No.	編・章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
43	その他	—	フリースクールに通いたい子も増えているが、料金が高く利用しなくても利用できない家庭もある。フリースクールへの助成を増やしてほしい。	ご意見として承ります。いただいたご意見を担当部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。
44	その他	—	障がいの度合いにもよるが、核家族の家庭や母子家庭では母親が子どもの通院、療育先や学校への送迎などすべてを行っている。働き方が多様になってきているとはいえ、働けない、もしくはパートタイム労働などで調整しながら働いている方が多い。祖父母の協力ができない方も多く、収入が少なく生活に困っている方もいる。発達障がい児への支援はあっても、その保護者（特に母親）への支援がない。何か良い方法を考えてほしい。	